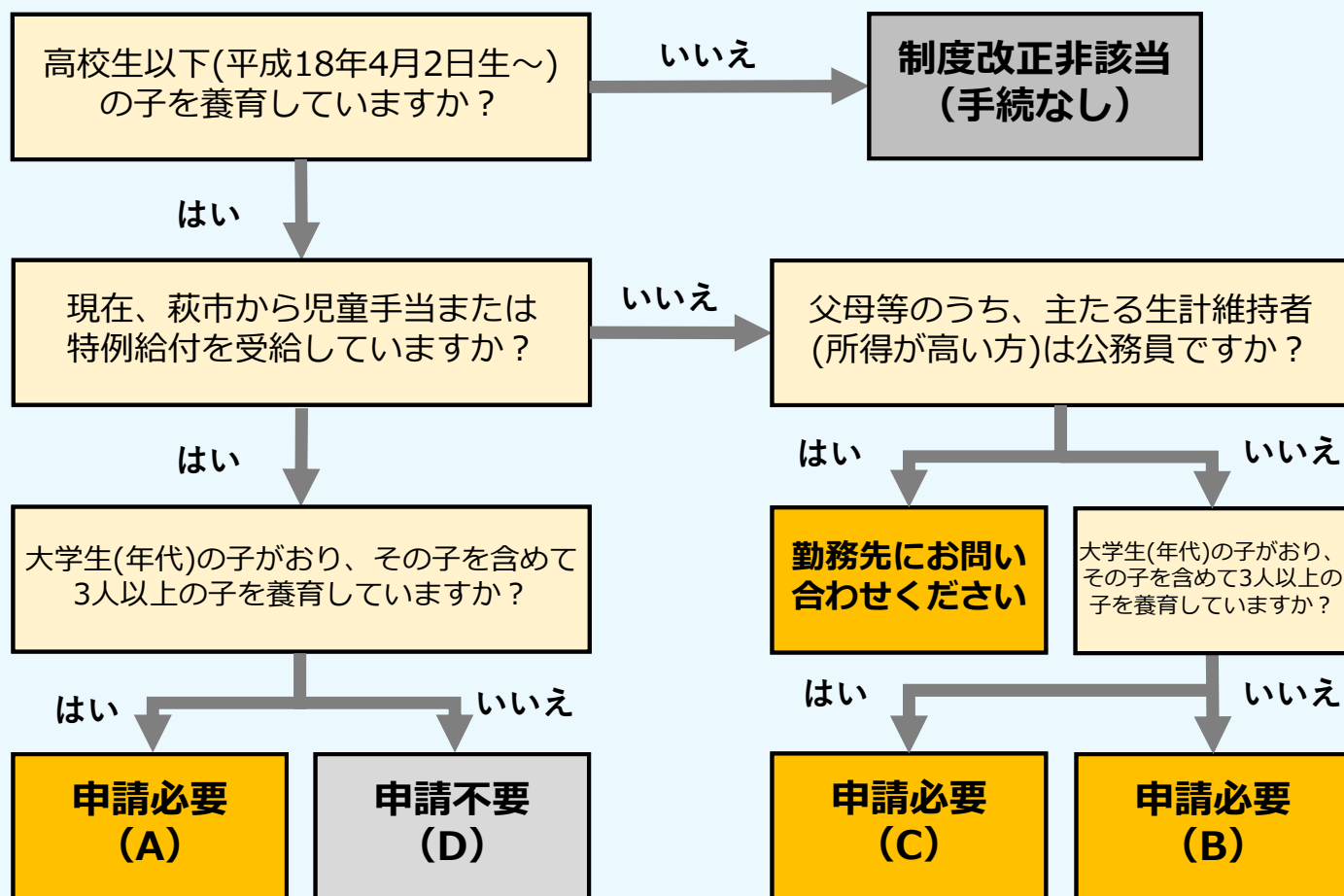


申請フロー



※ 父母等のうち、主たる生計維持者（原則、所得が高い方）が受給資格者となります。
※ 受給資格者が公務員の場合は勤務先での申請となりますので、勤務先にお問い合わせください。
※ 受給資格者が萩市以外に住民登録されている場合は住民登録地での申請となります。

【大学生(年代)】18歳に達する日以後最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子
(平成14年4月2日～平成18年4月1日までの間に生まれた子)
【高校生(年代)】15歳に達する日以後最初の3月31日を経過した後18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子
(平成18年4月2日～平成21年4月1日までの間に生まれた子)

申請書類について

- A** 「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。
- B** 「児童手当 認定請求書」の提出が必要です。
- C** 「児童手当 認定請求書」および「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。
- D** 原則、申請不要です。（高校生（年代）の児童と別居している場合は「別居監護申立書」の提出が必要です。）
高校生(年代)の子を養育しており、申請なしで受給額が変更となる方には10月中旬以降に通知を順次発送予定です。11月中旬頃までに通知が届かない場合は子育て支援課までお問合せください。

※子が別居している、海外留学しているなど、世帯状況によって追加書類の提出が必要となる場合があります。

(例)高校生(年代)以下の子と別居…「別居監護申立書」
(例)大学生(年代)以下の子が留学…「海外留学に関する申立書」
(例)3歳未満の子を養育している…申請者の健康保険証の写し など

※離婚協議中のため、配偶者と別居中の方などは受給資格者に該当する場合があります。ご相談ください。

＜お問合せ＞
〒758-8555
萩市大字江向510番地
萩市子育て支援課
電話0838-25-3536